

## 国民生活センターの機能を担う国における「組織形態」について

組織形態	国の行政組織の設計に関する基本的な考え方	国民生活センターの国への移管に当たっての留意事項	
内部部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>府・省の内部部局は、主として政策の企画立案に関する機能を担う（中央省庁等改革基本法 16 条） 【畠中委員資料】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民生活センターは、主として政策の実施に関する機能を担っていると思われるので、（移行先として、内閣府の）内部部局は適当ではないのではないか 【畠中委員資料】</li> <li>消費者庁は、内閣府の外局 【畠中委員資料】</li> </ul>	
附属機関	審議会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会等は、合議制の機関 【畠中委員資料】</li> <li>審議会等は、基本的に、行政の実施的側面が強い事務を担うことはない 【畠中委員資料】</li> <li>事務局は、委員会の審議に必要な事項しか扱えない 【畠中委員資料】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者委員会は、いわゆる 8 条委員会（審議会等） 【畠中委員資料】</li> <li>消費者委員会には、施設等機関や特別の機関を置くことができない（内閣府設置法 39 条・40 条・55 条・56 条） 【畠中委員資料】</li> <li>（消費者委員会が）提言機能や監視機能の他に、国民生活センターのような実施機能を担うのは適当ではないのではないか 【畠中委員資料】</li> <li>ADRについては、議論はありうる 【畠中委員資料】</li> </ul>
	施設等機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>府省及びその外局に、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、医療更生施設、矯正収容施設又は作業施設が置かれる場合、施設等機関とする（内閣府設置法 39 条・55 条） 【畠中委員資料】</li> <li>施設等機関は、施設がまずあって、その施設で行われる事務が中心 【畠中委員資料】</li> <li>企画立案より実施的側面の強い事務が中心 【畠中委員資料】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民生活センターを消費者庁の施設等機関とすることは考えられる 【畠中委員資料】</li> <li>現在センターが実施している事務を全て（消費者庁の）施設等機関で実施することが適当かどうかは議論がありうる 【畠中委員資料】</li> </ul>
	特別の機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別の機関は、内部部局、審議会等、施設等機関、地方支分部局のいずれにも分類されないものであり、府省及びその外局に、法律により設置される（内閣府設置法 40 条・56 条） 【畠中委員資料】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在センターが実施している事務が施設等機関のいずれの類型にも当てはまらないと考えられる場合、法律によって、消費者庁に、特別の機関として置くことが考えられるが、特に、そのような考え方を取らなければならない必要性を説明する必要がある 【畠中委員資料】</li> </ul>

(凡例)

- ・【畠中委員資料】：第 6 回検討会資料「『国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会』説明資料」に基づく畠中委員の説明による
- ・明朝部分は、事務局による補足

【中央省庁等改革基本法（抄）】

第十六条 内閣府及び新たな省（第四項第一号の委員会及び庁を含む。以下「府省」という。）の内部部局は、主として政策の企画立案に関する機能を担うものとする。

- 2 政府は、府省の内部部局の組織の編成に当たっては、その任務及び機能に即して、総合的かつ機能的な行政運営が可能となるようにするとともに、状況に応じて所掌事務を分掌して機動的に遂行する職の活用を図るものとする。
- 3 政府は、府省の内部部局の組織の編成に当たっては、一の府省の内部部局として置かれる局の数を基本として十以下とすることを目標とするものとする。
- 4 外局として置かれる委員会及び庁は、次に掲げるものを除き、主として政策の実施に関する機能を担うものとする。
  - 一 内閣府の外局として置かれる委員会及び庁であって、法律で、国务大臣をもってその長に充てることとされるもの
  - 二 特段の必要があり、主として政策の企画立案に関する機能を担うため、内閣府又は新たな省の外局として置かれる庁
- 5 新たな省に、その外局として置かれる委員会及び庁は、別表第三のとおりとする。
- 6 政府は、主として政策の実施に関する機能を担う庁（以下この条において「実施庁」という。）について、次に掲げる方針に従い、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるために必要な措置を講ずるものとする。
  - 一 府省の長の権限のうち、実施庁の所掌する事務に係るもの（当該府省の企画立案に関する事務に密接に関連する権限その他当該府省の長の権限として留保する必要があるものを除く。）を、法律により、当該実施庁の長に委任すること。
  - 二 前号の場合において、府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。
  - 三 前二号の場合における府省の長の実施庁の業務についての監督は、前号に規定するものの範囲に限定することを基本とすること
  - 四 実施庁の長において、その内部組織をより弾力的に編成することができる仕組みとすること。
- 7 政府は、第四項第二号の庁が政策の実施に関する事務を行う場合には、実施庁に準じて、その運営の効率化を図るものとする。

【内閣府設置法（抄）】

第三十七条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置くことができる。

- 2 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
官民競争入札等監理委員会	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
食品安全委員会	食品安全基本法
独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）
公文書管理委員会	公文書等の管理に関する法律
中央障害者施策推進協議会	障害者基本法
原子力委員会	原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）及び原子力委員会及び原子力安全委員会
原子力安全委員会	設置法（昭和三十年法律第百八十八号）
地方制度調査会	地方制度調査会設置法（昭和二十七年法律第三百十号）
選挙制度審議会	選挙制度審議会設置法（昭和三十六年法律第百十九号）

衆議院議員選挙区画定審議会	衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）
国会等移転審議会	国会等の移転に関する法律
統計委員会	統計法（平成十九年法律第五十三号）
情報公開・個人情報保護審査会	情報公開・個人情報保護審査会設置法
公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）
再就職等監視委員会	国家公務員法
消費者委員会	消費者庁及び消費者委員会設置法

第三十九条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

第四十条 本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 前二項の委員会及び庁（以下それぞれ「委員会」及び「庁」という。）の設置及び廃止は、法律で定める。

第五十四条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

第五十五条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

第五十六条 委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
国家公安委員会	警察法
金融庁	金融庁設置法
消費者庁	消費者庁及び消費者委員会設置法